

## 第 7 回浜松市天竜区緑恵台土砂崩落に係る行政対応検証会 会議録

1 日時：令和 5 年 7 月 20 日（木）午前 10 時 00 分から午後 00 時 08 分まで

2 場所：浜松市役所本館 8 階 全員協議会室

3 出席者（検証委員）

委員氏名	分野	所属等	備考
青田 良介	防災行政	兵庫県立大学教授	
江間 吉洋	法律	杉山法律事務所弁護士	
沢田 和秀	地盤工学	岐阜大学教授	欠席
松田 達也	地盤工学	豊橋技術科学大学准教授	
村越 啓悦	法律	村越法律事務所弁護士	

4 出席者（庁内検討委員会・事務局）

		所属等	氏名
庁内検討委員会	幹事会	副市長（都市整備部・土木部担当）	長田 繁喜
		技術統括監	吉澤 雄介
		危機管理監	石田 義和
		環境部長	山田 英二
		産業部農林水産担当部長	清水 克
		都市整備部長	井熊 久人
		土木部長	伏木 章尋
		天竜区長	袴田 雄三
	オブザーバー	総務部政策法務課参事	岡本 ふみの
	作業部会	危機管理監危機管理課長	小林 正人
		環境部産業廃棄物対策課長	中里 滋紀
		産業部林業振興課長	小林 和重
		都市整備部土地政策課長	八尋 学
		都市整備部北部都市整備事務所長	石塚 正通
		土木部道路保全課長	加藤 貞仁
		土木部河川課長	中津川 英彦
		土木部天竜土木整備事務所長	毛利 健太郎
	事務局	天竜区まちづくり推進課長	森田 修
		土木部副参事	菅谷 昌彦
		都市整備部都市計画課長	濱田 輝秀
都市整備部都市計画課課長補佐		磯部 篤	
都市整備部都市計画課主幹		鈴木 康之	
都市整備部都市計画課主任		稲垣 智晴	
都市整備部都市計画課主任		白井 真理奈	
総務部政策法務課経営推進担当課長	栗田 豪		
総務部政策法務課主幹	村上 勝之		

- 5 議事内容 ・ 報告書（案）について
- 6 会議の公開・非公開 非公開（ただし、議事録は非公開情報を除いて公開）
- 7 記録の方法 発言者の要点記録
- 8 会議録作成者 白井
- 9 会議記録

#### 1 開会

濱田都市計画課長・・・本日は、お忙しいところご参集いただきまして誠にありがとうございます。私は都市計画課長の濱田と申します。よろしく願いいたします。定刻となりましたので、只今から第7回浜松市天竜区緑恵台土砂崩落に係る行政対応検証会を始めます。

#### 2 長田副市長挨拶

濱田都市計画課長・・・始めに長田副市長よりご挨拶を申し上げます。

長田副市長・・・委員の皆さまには御多用の中、当検証会にご出席を賜りありがとうございます。本市は昨年に続き6月2日に台風2号により北区、西区、天竜区等で土砂災害が発生いたしました。また、7月に入り九州地方や東北地方では、大雨による河川氾濫や土砂災害など甚大な被害が発生しており、近年は台風シーズン以外の梅雨時でも、このような甚大な被害が生じており、改めて行政の防災対策、危機管理体制の構築について、今まで以上に重要な役割が課されていると考えているところでございます。

緑恵台に係る第三者による行政対応検証会は、今回で7回目の開催となります。前回の検証会で、報告書について、委員の皆様の中で概ねまとめの段階に入っていると考えているところでございますが、本日も引き続きご議論を賜りたいと考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

#### 3 第7回行政対応検証会の内容

濱田都市計画課長・・・本日の検証会については、個人情報等を取扱うため、非公開とさせていただきます。ご異議はありますか。

《異議なし》

濱田都市計画課長・・・申し訳ございませんが、報道の皆様はご退出をお願いいたします。

《報道退室》

濱田都市計画課長・・・本日の会議資料は、次第、出席者名簿、座席表、第6回行政対応検証会会議録、資料1から資料3です。なお、資料2の各ページ、赤枠で囲った部分は、情報公開条例に基づき、公文書公開する際にマスキングをする箇所として表示しております。

次に、次第2の第6回行政対応検証会の内容につきましては、意見交換の内容について取りまとめ、資料にて添付しておりますので、そちらでご確認をお願いいたします。

#### 4 議事

濱田都市計画課長・・・それでは、次第3、議事、報告書（案）について進めてまいります。ここからの進行は、座長の村越委員にお願いします。

村越委員・・・まず、議事に入る前に、本日配付の資料3について説明をお願いします。

加藤道路保全課長・・・本資料は、各年代別の盛り土等の土量の変化を確認するために作成したもので、技術検証会の資料と整合させることが適切と判断し、修正、差し替えをお願いするものでございます。主な修正としては、航空写真を基にした図において、エリアに変更はございませんが、エリア内の区分について、盛り土はあるが崩落の危険性がないと技術検証会にて評価され、検証の対象外とされた区域の区分を修正し、それに伴い表の数値を修正したものでございます。

村越委員・・・表中の数値は、エリアを変えたことで数値が変更となったというもので、これまで認識していた数値と異なるものではなく、今回の修正は、本日の報告書（案）に反映されているという理解でよろしいでしょうか。

加藤道路保全課長・・・そのとおりです。今回の変更により、報告書の内容に影響がでるものではございません。

村越委員・・・それでは、次第3の議事、報告書（案）について、前回、委員等から何点か報告書で気づいた点を指摘いただき、修正しました。その結果が本日配付の資料1に反映しております。前回、積み残しになった前回資料3-7の技術的な箇所について、沢田委員と松田委員にて打ち合わせてきていただいた内容について、松田委員から説明をお願いします。

松田委員・・・本日の資料1の24ページをご覧ください。上から4段落目において、年代ごとに説明をしている箇所について、細かく説明をしていることで分かりづらく、誤解を生じるのではないかと前回ご指摘がありましたが、こちらについては、提案のとおり削除いただいて問題ないとなりました。

これとは別に、個人的な意見として、この4段落目が「崩落によって災害が発生するおそれがあったのかについて」から始まりますが、直ぐ後に「本件土砂崩落後」と事後の説明が突然出てきますので、事前の土砂の崩落状況を踏まえて崩落があったのか否かについて説明をした後に崩落後の説明をした方が良いのではと考えましたが、いかがでしょうか。

村越委員・・・そうしますと、本段落の文章の出だしは、「上記本件土砂崩落直前崩落するおそれのあった約5,000 m<sup>3</sup>分の土量は」ということで良いでしょうか。

松田委員・・・そのように考えます。このままの文章でも差支えはないとも思いますが、いかがでしょうか。崩落によって災害の危険性ということ踏まえるといかがかと考えた次第です。

村越委員・・・その場合、土砂崩落後の文はどこに記載しますか。

松田委員・・・本段落の平成27年5月の文の次に移し、さらにその危険性があったという流れはいかがでしょうか。まず土量の話があり、その後に崩壊により災害のおそれがあるかどうかという順番にした方が分かりやすいのではないかと考えました。ご議論をお願いします。

村越委員・・・土砂崩落後の文章をそのまま後に記載すると繋がりが悪い気がします。他の委員はいかがでしょうか。

江間委員・・・分かりづらいとは前回から感じております。

濱田都市計画課長・・・今ご議論いただいている箇所について、松田委員からのご意見を基にした修正稿を至急用意いたします。次の議論に移っていただき、用意でき次第、お配りさせていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

村越委員・・・ではそのようにお願いします。前回積み残しとなっていた箇所は今の箇所だけです。それ以外の前回の修正意見は、本日配付資料に反映されています。この資料を見てお気づきになる箇所がある委員はいらっしゃいますでしょうか。

松田委員・・・資料 45 ページの項目エについて、最初の段落において、「市民等の生命又は身体に対する危険を防止するために必要であるとして」というところで、何が必要なかが抜けていると感じますので、何か追記してはどうかと思いますがいかがでしょうか。

さらに、その次の段落のどこかに「技術的検証会を立ち上げ」と入れていただくと、その後にある第三者である技術的検証会の意見を受けてという文章に繋がってきます。10 月、11 月に技術的検証会の議論が始まっておりますので、計測等で検討を進めた上で、その技術的検証会も立ち上げたという点も追記いただいた方が、文章が分かりやすくなると思いました。

村越委員・・・技術的検証会の立ち上げはいつでしょうか。

八尋土地政策課長・・・技術的検証会は要綱設置をしており、立ち上げではなく、技術的検証委員の設置という表現が適切です。令和 4 年 10 月 31 日が設置日でございます。

村越委員・・・時系列で記載するのが良いと考えますので、「同年 10 月上旬から崩落土砂の撤去を開始し」、に続いて「同年 10 月 31 日技術的検証委員を設置し」と加え、同年 11 月上旬と続くというかたちでよろしいでしょうか。

江間委員・・・若しくは最初の一文がとても長いので、「同年 10 月上旬から崩落土砂の撤去を開始した。」で切り、「同年 10 月 31 日には技術的検証委員を設置し、同委員の意見を聴取しながら対応をした。」としても良いかと思えます。

村越委員・・・よろしいのではないのでしょうか。

松田委員・・・ありがとうございます。

青田委員・・・45 ページからの委員からの提言について、意見を加えさせていただいておりますので説明させていただきます。7. 委員からの提言で、冒頭に何らかの言葉があった方が良いと感じ、今日災害が各地で発生するとともに、特に浜松という地域を考え南海トラフ地震という言葉を入れ、巨大災害が予測されていることに鑑み、安全・安心の観点から以下の提言を行うという一言入れてはどうかと感じ追記いただきました。

次の（1）各部署における連携において、「市役所内部でも」としましたが、直前に「全庁

的に取り組むべきものである」と記載してありますので、この文言は削除いただいても構いません。またその後の、「主管課」については他の記載に合わせ「主管部署」と修正いただき、「のみ」の文言は削除をお願いします。

また、(1) 各部署における連携の 13 行目で「市民の安全・安心に関わる情報については、効果的に情報共有する体制」とありますが、ひと段落上にも体制という文言がありますので、こちらは「情報共有システム」という方が具体的であり、表現が良いのではないかと考えました。さらにシステムを作りましても使いこなせないと問題がありますので、意識を全庁的にお持ちいただくという意味で、システムの整備及び人材の育成が望まれると意見を記載してはどうかと考えております。

それから、(2) 静岡県との連携の下から 2 行目に「現場により身近な基礎自治体から発信する」という表現、いわゆる基礎自治体の役割ということで追記させていただきました。浜松市は政令市なのでもっと強調しても良いかとも考えましたがこのように表現いたしました。このあたりご意見をいただければと思います。

最後に、(3) 今次災害教訓の継承ということで松田委員とも確認し、まず災害発生後は真摯に取り組んでいただいているということと言及させていただきました。ただ、事後の取り組みだけでなく、今回の問題点として、事前の災害が起こるまでの対処が少し課題であったと感じましたので、「事前の対処も充実させることで、安全・安心に関する市民の信頼感が醸成される。これを教訓として、安全・安心の都市づくりに繋ぐことを期待したい」と記載させていただきました。以上について、ご意見をお願いします。

村越委員・・・(1) 各部署における連携の 2 段落目について、32 ページ検証のイにおいて、「北部都市整備事務所職員が天竜土木整備事務所に対して直接連絡していなかったとしても、市民 A に対して、天竜土木整備事務所に対して連絡することを案内した対応は不適切ではない」と記載しているのに対し、ここでは「情報提供していない。どの部署が初期対応を行った場合でも、連携することができる体制の整備が望まれる」となっており矛盾していると感じます。

江間委員・・・(1)については、第 1 段落に、青田委員に加えていただいた安全・安心に伴う業務についての記載があるので、第 2 段落の第一文と第二文を削除してしまうのはいかがでしょうか。

村越委員・・・削除し、抽象的な表現に留めるということで、それでよろしいでしょうか。

青田委員・・・それに関連して、「どの部署が初期対応を行っても」ということですが、初期対応かどうか意識されているのかと思わなくはありませんので、「初期段階においてどの部署が対応を行った場合でも」と表現した方が良いかと感じました。

江間委員・・・ご指摘のとおりだと考えます。

村越委員・・・それでよろしいのではないのでしょうか。

青田委員・・・その次の「連携することができる体制の整備」についても、「連携・共有」とした方が良いと感じます。

村越委員・・・他にお気づきの点はないのでしょうか。松田委員は (3) はこの表現で良いというお話でしたよね。

松田委員・・・沢田委員からの意見も含め、特段、修正等の意見はありません。

岡本総務部参事・・・45 ページに関連して、条文で災害対策基本法 62 条 1 項を引いていただいておりますが、関係資料に 62 条が含まれておりませんので、追加させていただければと考えます。

村越委員・・・委員の皆様、よろしいですかね。

《異議なし》

村越委員・・・先ほどの 24 ページの修正稿ができたようなので確認します。

《修正稿の確認》

村越委員・・・委員はお読みになられましたでしょうか。気が付いた点で申しますと、真ん中の空白の下の、「崩落によって災害が発生するおそれがあったのかについては」の文言については、削除が良いのではないのでしょうか。よろしいですよ。

《異議なし》

村越委員・・・ですので、この段落は、「上記本件土砂崩落直前に」で始まり、それ以外は修正されていて、一番下に削除したところに続いていた部分が続くわけですけれども、これでは繋がりが変ですので、例えば、「なお」や少し関わりがある感じで繋げるのであれば「その結果」や「このような」「これを踏まえて」等で繋ぐところかと感じます。次の「約 1,600 m<sup>3</sup>」には上でも記載していますので「上記 1,600 m<sup>3</sup>」と記載するということがいかがでしょうか。

松田委員・・・最後の文章の文末について、「避難指示がなされていた。」で終わるとこれだけになってしまいますので、この点からも上記の災害が発生する可能性がうかがえるなど記載した方が良いと感じます。

また、別件ですが、修正いただいた箇所から、「～こと」「～であること」と「こと」が続きますので、一旦区切るという意味では、修正案の 6 行目で「平成 27 年 5 月までの間の増加である。」と文章を閉じた方が、その後も繋がるのかなと思いました。

青田委員・・・おそらく市民の方が見た時に分かりにくいのではと感じたのが、数字の関係です。その時に村越委員がおっしゃったように、「上記の」とあると繋がりがやすいと感じます。1,600 m<sup>3</sup>と 1,530 m<sup>3</sup>、これは関係があるのかなのか。

松田委員・・・1,530 m<sup>3</sup>というのは、平成 25 年 12 月から平成 27 年 5 月までに盛られた土量で、1,600 m<sup>3</sup>というのは、トータルの盛り土のうち崩壊後に残っていた土量ですので、対象としているものが違います。同じような数字があって誤解が招かれるってというような青田委員のご意見だと思いますが、文章から見た意味合いからすると全く対象としているものは違いますが、数字を残すのかはいかがでしょう。

青田委員・・・事実は何をできるだけ残した方が良いと考えます。平成 25 年 12 月から平成 27 年 5

月までの増加であるということが要因であるということは、やはり危険ですよと言いたいわけですよ。

江間委員・・・この段落で言いたいことを盛り込み過ぎておまして、言いたかったことは、平成 25 年に 1,530 m<sup>3</sup>ではなくて、平成 22 年から平成 25 年の間に例えば 5,000 m<sup>3</sup>盛られてしまったのであれば、平成 25 年の段階で崩落し災害が発生するおそれがあったことになりませんが、平成 27 年までには 1,500 m<sup>3</sup>位しかなく、その状態では災害まで及ぶのか、ここでの災害は崩落のことではなく人家が壊れてしまったり、生命身体に危険が及んだりを災害として考えたかったので、平成 27 年までに土量が少ないですので、平成 25 年までにはこの災害は発生するおそれなかったかもしれないけれども、平成 27 年にはあったと認めたという趣旨を込めています。盛り込みすぎているので、分かりにくくなっていると今感じています。

問題意識として遡ったお話になってしまいますが、この現場自体が人家まで 70 m 以上離れており、何か崩れたところで人家まで及ぶことはないだろうというような前提がある現場だと考えます。ですので、その辺もあり、かなり離れたところでもやはり人家にまで影響が及んでしまいそうな危険な状況であったということを確認したいという趣旨もこの文章には含まれています。

書きたいことを盛り込み過ぎてしまい、1 センテンスごとの趣旨がぼやけてしまっており、余計に分かりにくくなってしまったという印象があり、考えながら見ていたのですが、なかなか文案が思いつけませんでした。今、青田委員からご指摘いただいた 1,530 m<sup>3</sup>とかという記載をあえてしたのは、平成 25 年の時点では、人家にまで及ぶほどの土量はなかったかもしれないということがありましたのであえて記載しています。平成 27 年の時には 70m 以上離れていたとしても及ぶ危険があっただろうということで記載をしておりました。

村越委員・・・先ほど松田委員から文章を一度締めた方が良いのではないかとのご提案がありましたが、江間委員によると本件土砂崩落の要因を盛り込み過ぎているということですが、盛り土の状況や地形についても記載しているため、区切るのが良いのかが気になります。区切るとすると、「4,990 m<sup>3</sup>に相当し、平成 27 年 5 月までの増加である。加えて盛り土は、空隙が多く」とするのはいかがでしょうか。何か文章を抜くということをする必要はないかと思えます。よろしいでしょうか。

続いて、最後の箇所においても、「このため」や「これにより」など接続詞があった方が良いと思えますがいかがでしょうか。

松田委員・・・「なお」の方が「これにより」で繋げるよりも別に分けた上で上記が妥当かの説明になると考えます。語尾は必要に応じて修正かとも考えます。

村越委員・・・「避難指示がされたことから、上記崩落のおそれが窺われる」といったところでしょうか。

江間委員・・・最後の 2 行文を入れたのは、この平成 27 年時点では、もう道路を超え、家押し倒すほどのおそれがあったということを示したくて入れた文章です。この 2 文だけが残ってしまっていますので、これを更に評価して、評価的な文章を入れ、平成 27 年時点においても人家への災害が発生するおそれがあったと推認され、平成 27 年には土砂による災害が発生するおそれがあったということだと考え記載しました。6 条のこの要件が認定した後に記載するよりは、前に入れていただきたいと考えます。70m 以上も離れている、かなり人家までの距離があるにもかかわらず、災害のおそれがあるということが特殊だと感じます。こんなに離れ

ているのにそこまで及ぶことはないだろうと素人には見える現場だと思しますので、検証し、客観的に見て、初めてこれだけ危険であったということが分かったのだと思しますので、土砂による災害が発生するおそれを認定するために、盛り込む事象ではないかと考えます。

村越委員・・・どこに記載しますか。

江間委員・・・盛土による経緯の後に、この一文を入れ、「12世帯に避難指示がなされていたことから、平成27年5月時点においても、土砂崩落によって人家や生命、身体に被害が及ぶおそれがあったと考えられること」とするのはいかがでしょうか。

村越委員・・・「本件土砂崩落後1,600m<sup>3</sup>の盛り土がさらに崩落した場合に土砂が堆積すると想定される12世帯に避難指示がなされていたことに鑑みると」と、繋げたいということでしょうか。並列で繋ぐかどうかというところでしょうかね。後から見てみればこうであったとするのではなく、それよりも前の原因論に入れたいという話ですよ。

江間委員・・・平成27年時点において、生命、身体、財産が害されるおそれがあったということです。

松田委員・・・崩壊後に残った1,600m<sup>3</sup>も踏まえて避難指示がされていたという点で、少し注意が必要なのは、崩壊の状況、それから盛り土が残っていたところ、1回崩壊するとその後流れる可能性も高いということもありますので、土量の数字だけで説明をしていくのはどうかと考えるところです。1回崩落し、土塊が不安定な状態やその状況を踏まえた上で2次的な被害が起きないように、対策として事前に判断し、避難指示を出しているという点もありますので、今の文章では、土量だけで話が進んでおり、そうであればもっと早い段階で避難指示を出さなかったのかという誤解をした話が出る可能性を心配しています。

青田委員・・・読む側にとっては、土砂による災害が再度発生するおそれがあったため避難指示をしたとするのが一番分かりやすい流れと感じます。ただし、それが真実かどうかです。事務局にお伺いしますが、この12世帯に避難指示を出した理由は何ですか。

加藤道路保全課長・・・そのときの状況を判断します。松田委員が先ほどおっしゃったように、崩れ落ちて土砂崩落が起きた土がまだそこに流れ落ちたままの状況だったということが1点です。さらに、崩れ落ちた後に残った盛り土が崖のように現地に残っていたこともあります。次に崩落するとすれば、残っている約1,600m<sup>3</sup>が落ちてきて、同様の雨が降り、かなり流動性を帯びたようなことになると、12世帯に土砂が押し寄せてくる危険性があったという判断を当時しまして、避難指示をしたということです。

青田委員・・・そうであれば、松田委員の発言のようにどうしても最後の2行が結論的に見えてしまいますので、あえて最後ではなく、上の段落に付随的に記載した方が良く考えます。

村越委員・・・今の説明を聞くと、1,600m<sup>3</sup>という土量だけではないとのことですので、松田委員の言われるように、原因論の方には入れず、「なお」で結び、こういうこともあったため流れますと繋げた方が良く感じましたが、江間委員はいかがですか。

江間委員・・・それでもいいように思います。当初作成している時に考えていたのは、皆さんご

指摘のように12世帯に被害が及ぶという話を考えてはならず、調査報告書2の5ページで12世帯に番号が振ってあり、そのぐらいに被害が及ぶのかというイメージで書いていました。ただ、平成27年時点にも12世帯に被害が及ぶとまでは考えておらず、とにかく崩落による災害が発生するおそれがあったことを書いていただければそれで良いと今は思っています。

村越委員・・・では、そういう形で最後に、「なされたことから上記崩落のおそれがうかがわれる」というぐらいのまとめでよろしいでしょうか。

《異議なし》

村越委員・・・ご意見も無いようですので、そのようにします。今日何点か修正がありましたので、読み返して違和感があったら申し出ていただくことにします。他の箇所でお気づきの点はありますでしょうか。

濱田都市計画課長・・・沢田委員から事前に1点ご意見がありました。表現の関係でございますがお伝えをさせていただきます。46ページをご覧ください。提言の(3)今次災害教訓の継承の冒頭で「災害発生後の応急措置については」とありますが、例えば浜松市が行った等、誰がと何を記載した方が分かりやすいのではないかとご意見を預かりましたので、ここでお伝えをさせていただきます。議論をお願いいたします。

村越委員・・・よろしいですよ。記載した方が分かりやすいことは言うまでもありませんので、加えることにいたしましょう。他は特にありませんか。

《意見なし》

村越委員・・・では、報告書についてはこのとおりとします。その他資料について何かご指摘はありますでしょうか。

江間委員・・・今回の別冊資料エの資料について、添付しなくても良いと感じる資料がいくつかあります。この検証会はあくまで浜松市の行政対応を検証するもので、誰かに責任追及するためのものではありませんので、土地の来歴経過や林地開発に関しては特段問題もなく対応していますし、浜松市が対応したのもありませんので、検証をする上ではとても参考になりましたが、報告書として入れる必要性はないと考えています。

村越委員・・・報告書に引用がないかどうかですね。

江間委員・・・また、参考資料でマスキング予定の氏名もあれば、公表予定の氏名もあります。この違いは为什么呢。

村越委員・・・個人名がマスキングをする予定となっていないところがありますので、確認をしてください。

濱田都市計画課長・・・管理職の氏名は公表としていますが、再度点検を行い、適正な判断をさせていただきます。

村越委員・・・点検をお願いします。

江間委員・・・参考資料に住宅地図がありますが、住宅地図の情報は市民の希望により除いているものもありますので、当時の住宅地図を載せている資料については配慮が必要であると考えます。

濱田都市計画課長・・・ご指摘のとおりです。再点検いたします。

江間委員・・・先ほどの職員の公開・非公開の線引きに関しては、市の判断にお任せします。

村越委員・・・市の基準に合わせて、再点検してくださるようお願いいたします。

青田委員・・・造成盛土の定義が記載されていますが、主語は無くてよろしいでしょうか。要は、盛土（もりど）は合法的に行いました。盛り土（もりつち）は合法的ではなく、所有者が行ったということですが、そうした言葉があった方が理解しやすいのではないかと感じましたが、いかがでしょう。

村越委員・・・主語は限定しない方が良いのではないのでしょうか。所有者の意思の元に行為を行ったのは間違いありませんが、土を入れた行為は業者が何人も行っている可能性もありますので、主語はない方が良く考えます。

青田委員・・・分かりました。危惧しすぎたのかもしれませんが、市が誤解を受けないかを心配しましたが、特に問題がなければこのままで良いです。

村越委員・・・資料の方は市に再度確認いただき、各委員に結果を個別に伝えていただくようお願いいたします。報告書は我々の方で最終的に点検し、修正箇所だけをご確認いただきたいと思えます。それで報告書完成としたいと思えます。

濱田都市計画課長・・・先ほどの江間委員からご意見をいただきました資料エの資料については報告書 42 ページにて、資料エの一部図面だけを引用している現状でございますが、表記方法が資料エ全体としていたため塊として添付を予定しておりました。こちらについては、表記方法を工夫させていただくことで、添付資料の絞り込みができるか調整をさせていただきたいと考えております。

もう1点確認ですが、市のルールにより、委員の皆様のお名前を、各議論においてマスクングする予定ではないのが現状でございます。ルールでは、消さないとなっておりますが、委員の皆様方の意向に沿って消すということも可能となっておりますので、委員の皆様のご意見をお願いします。

村越委員・・・お名前を消したいという方はいらっしゃいますか。

《意見なし》

村越委員・・・消さないということで、良いのではないのでしょうか。

濱田都市計画課長・・・承知いたしました。ありがとうございます。

村越委員・・・以上で、報告書はまとまったということで、この委員会の議論としては終了します。報告書を市に提出する日程等を今後調整させていただきます。

濱田都市計画課長・・・ありがとうございました。報告書の提出に向けての日程は引き続き調整させていただきます。ここで検証会としては一区切りとなりますが、技術的検証会についてご報告をさせていただきたい事項がございます。

加藤道路保全課長・・・天竜区緑恵台土砂崩落に係る第三者による技術的検証についてでございます。令和4年10月31日に設置され、令和4年11月15日より開催させていただきました。ここでは、沢田委員、松田委員の両委員のご協力、ご意見のもと、土砂崩落の発生メカニズムの確定、検証や対策方法等について検証をしていただいたところでございます。本年6月上旬に、現場における応急対策工事が概ね完了し、令和5年6月19日には沢田委員、松田委員による現地確認をしていただき、安全性が確保されているというご判断をいただいたところでございます。また、土砂崩落原因調査報告書いわゆる第三者技術検証会における報告書についての取りまとめについては概ね完了しているところでございます。本日の検証会におきまして、報告書の提出、作成完了の目処が立ちましたので、これまで行政対応検証とともに実施してまいりました技術的検証委員による検証につきましては終了するというところで考えてございます。土砂崩落原因調査報告書につきましては、行政対応検証会に基づく報告書の提出と併せ、公表してまいりたいと考えてございますので、併せてお知らせさせていただきたいと思っております。

## 5 閉会

濱田都市計画課長・・・報告については以上でございます。委員の皆様が直接お集まりいただいて議論する検証会については、本日の議論により今日が最後になろうかと思ったところでございます。ここで長田副市長からご挨拶を申し上げさせていただきます。

長田副市長・・・本件の緑恵台の土砂崩落に係る検証については令和4年12月に第1回の検証会を開催して以来、本日まで8ヶ月にわたり、計7回開催をさせていただきました。委員の皆様にはご多忙の中にも関わらず検証会にご出席を賜り誠にありがとうございました。また、検証会におきましては、本市の対応につきまして真摯にご検証いただき、本当に感謝申し上げます。今後、報告書を提出していただくこととなりますが、その内容につきまして市として真摯に受け止め、今後の対応策を整理させていただき、市の組織体制、システム、危機管理対策について、これを生かすことにより、市民が安全・安心に暮らせるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。長い間ありがとうございました。

濱田都市計画課長・・・長時間に亘りお忙しい中ご検証いただき大変感謝申し上げます。それでは、以上をもちまして検証会を閉会します。ありがとうございました。

《午後00:08にて閉会》

「土砂の崩壊、流出等による災害が発生するおそれがある」(6条)のかについては、客観的に判断される要件であると考ええる。

本件土地等を含む緑恵台建築協定の協定区域は、林地開発許可を受けて昭和57年から昭和62年にかけて山林等を住宅地にするために造成された区域である。緑恵台建築協定において、本件土地は「緑地又は法地」とされて、宅地として売り出されることはなく、法面として造成されていた。このように森林を開発するなどして造成された区域の法面は一般に安定こう配で造成される。安定こう配で造成された法面の上に、さらに土砂を盛れば盛り土をすれば崩壊する危険がある。本件土地についても、開発当初、安定こう配で造成され、この造成法面斜面に腹付けするような形で盛り土が行われていた。本件盛り土は大なり小なり崩壊するおそれがあったものと考えられる。

どの程度の土量が崩落するおそれがあったのかについて、原因調査報告書(案)によれば、本件土砂崩落における盛り土の崩落量は約3,400m<sup>3</sup>(実測値の堆積土量約3,800m<sup>3</sup>)であって、本件土砂崩落後に更に崩落する可能性のある土量は約1,600m<sup>3</sup>(崩落した場合の堆積土量約2,000m<sup>3</sup>)である。本件土砂崩落直前において、合計約5,000m<sup>3</sup>分(=約3,400m<sup>3</sup>+約1,600m<sup>3</sup>)の土砂が崩落するおそれがあったと考えられる。

崩落によって災害が発生するおそれがあったのかについて、~~本件土砂崩落後、約1,600m<sup>3</sup>の盛り土が更に崩落した場合に土砂が堆積すると想定される12世帯に避難指示がなされていた。~~上記本件土砂崩落直前に崩落するおそれがあった約5,000m<sup>3</sup>分の土量は平成25年12月以降の増加土量約4,990m<sup>3</sup>(第2回検証会資料6参照)に相当すること、平成25年12月以降の増加量約4,990m<sup>3</sup>のうち約1,530m<sup>3</sup>が平成25年12月から平成27年5月までの間の増加であること(第2回検証会資料6参照)、~~原因調査報告書(案)によれば盛り土の総量約8,100m<sup>3</sup>のうち平成22年までの約1,570m<sup>3</sup>分の盛り土部分(第2回検証会資料6のNo.5-1、No.5-2部分)は「更に崩落する可能性のある箇所」に含まれていないこと、「盛り土は空隙が多く、水を吸収・貯蓄しやすい状態」であったこと、平成2年頃の地形は「沢状地形を呈しており、雨水が集水しやすい地形であった」こと等の事情~~や盛り土による改変経緯(原因調査報告書(案)2-1、2-2、3-1、5-9、8-3)に鑑みると、平成27年5月頃には、本件改変行為に伴う「土砂の崩壊、流出等による災害が発生するおそれがある」(6条)あったと考えられる。

本件土砂崩落後、約1,600m<sup>3</sup>の盛り土が更に崩落した場合に土砂が堆積すると想定される12世帯に避難指示がなされていた。